

社会保険等手続・給与計算 年齢チェックリスト (2024 年 12 月更新)

チェック項目				
注 意	● 特に記載のない場合、年齢は<u>誕生日の前日</u>に到達するものとする 例) 誕生日が 1985 年 2 月 1 日の場合、2025 年 1 月 31 日に 40 歳に到達。 介護保険料の控除は、給与は到達月の翌月 2 月から、賞与は到達月の 1 月から行う。			
健康保険・厚生年金保険	到達年齢	生年	内容	手続時期
	☐ 40 歳	1985 年 昭和 60 年	介護保険第 2 号被保険者に該当。給与・賞与からの介護保険料の控除開始。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
	☐ 定年	—	再雇用の希望の確認、定年退職・再雇用の手続の準備。	定年の半年～1 年前
			60 歳以上の方が継続再雇用され、給与が低下した場合、被保険者資格の同日得喪の手続。	得喪日から 5 日以内
	☐ 65 歳	1960 年 昭和 35 年	介護保険第 1 号被保険者に該当。給与・賞与からの介護保険料の控除停止(本人の年金から控除が開始される)。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
	☐ 70 歳	1955 年 昭和 30 年	厚生年金保険被保険者資格喪失。70 歳時点での報酬に変更がある場合、「被保険者資格喪失届 70 歳以上被用者該当届」を提出。 ※ 届出様式(資格喪失・該当)が一つに統合されました。	喪失日・該当日から 5 日以内
			給与・賞与からの厚生年金保険料の控除停止。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
			以後、該当の都度、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の提出が必要。 ※ 様式は一般被保険者と同じで、備考欄の「70 歳以上被用者」に○を付けて提出します。	
	☐ 75 歳	1950 年 昭和 25 年	後期高齢者医療被保険者に該当。「健康保険 被保険者資格喪失届」を提出。	喪失日から 5 日以内
			給与・賞与からの健康保険料の控除停止。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
☆ 健康保険組合に加入の場合、本人が 40 歳未満または 65 歳以上でも、被扶養者が 40 歳以上 65 歳未満のときは、規約により介護保険料が徴収される場合があります(特定被保険者)。 ☆ 20 歳未満の健康保険の被扶養配偶者が 20 歳になった時は、国民年金第 3 号被保険者の届出が事業所経由で必要です。				
雇用保険	到達年齢	生年	内容	手続時期
	☐ 60 歳	1965 年 昭和 40 年	高年齢雇用継続給付のため、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」等をハローワークに提出。	最初の支給対象月の初日から起算して 4 か月以内
	☐ 65 歳	1960 年 昭和 35 年	高年齢雇用継続給付終了	—